

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 1 号	平成 2 9 年 2 月 6 日 受 理
件 名	平成 2 9 年度から特別徴収税額の決定・変更通知書に納税義務者の個人番号を記載する件に関する陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 2 3 - 2 T S プラザビルディング 2 階 神奈川県保険医協会 理事長 森 壽生
陳 情 の 要 旨	
<p>平成 2 8 年 1 月より運用が開始されているマイナンバー制度は、広く浸透しているとは言い難く、相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の想定とは大きく異なっており、昨年末の個人番号カード申請者数が国民の 1 割にも満たないという事実は、そのことを端的に示しています。</p> <p>開業保険医は、中小企業の事業者（個人番号関係事務実施者）と同じく、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを遵守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってマイナンバー制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏えい・流出に対する懸念の声を多く聞き、それを理由に個人番号の提供を拒否する者も多くいます。それが、事業者や住民の実態・実感であるということ、まずは理解する必要があります。</p> <p>こうした中、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 9 1 号）」により、平成 2 9 年度から「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下：「同通知書」）に納税義務者（従業員等）の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一斉に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしたため、当会が昨年末に神奈川県内の全 3 3 市町村に照会したところ、回答を得た 3 1 市町村によると、個人番号を「記載する」「記載する予定」が 7 割で、そのうちの 6 割が同通知書を普通郵便で発送するという驚愕の事実が明らかになりました。</p> <p>事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要なく、さらなる負担と責任を押し付けるばかりか、個人番号の漏えい・流出の危険性を増大させることにつながります。また、年末調整の際に勤務先へ個人番号の</p>	

提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に勤務先に個人番号が知らされることとなります。これは、自治体であってもプライバシーの侵害に当たると考え、機密性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑い、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、人目に触れる機会を物理的に少なくし、個人番号の漏えい・流出対策として妥当な対応だと思えます。こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な個人番号を記載した通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

上記から、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもなく、個人番号の漏えい・流出の危険性の増大とプライバシーの侵害、事業者や自治体の負担増となるだけです。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあり、東京都中野区では、①普通郵便での送付は漏えいのリスクがあること、②簡易書留での送付は約1,200万円の負担増になることなどから、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

秦野市においても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考え、同通知書への納税義務者の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定に基づき、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回について、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 秦野市において、平成29年度から「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、納税義務者の個人番号を記載しないこと。
- 2 上記通知書に、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国に提出すること。

